

議案提出について

議案「喜成清恵議員に対する議員辞職勧告決議」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和5年9月15日

金沢市議会議長 高 誠 様

提出者				
金沢市議会議員	宇	刃	裕	基
〃	稻	端	明	浩
〃	上	田	雅	大
〃	坂	本	泰	広
〃	麦	田		徹
〃	広	田	美	代
〃	熊	野	盛	夫
〃	下	沢	広	伸
〃	栗	森		慨
〃	野	本	正	人
〃	福	田	太	郎

議会議案第9号

喜成清恵議員に対する議員辞職勧告決議

喜成清恵議員が令和5年3月21日未明に酒気帯び運転容疑で摘発された事件について、金沢区検察庁が5月8日付で略式起訴し、金沢簡易裁判所が同月17日付で罰金30万円の略式命令を出したことが、6月8日の報道等を通じて明らかになり、報道翌日、急遽開催された全員協議会では、喜成清恵議員から初めて、自身の言葉による説明が行われ、罰金30万円の納付や運転免許の取消処分など報道には出ていない事実が確認された。

さらには、「処分は周知の事実」「前任期での議員辞職を持ってけじめをつけた」など、現職議員として刑事処分を受けた重大性を全く自覚していない発言を行うなど、今回の喜成清恵議員の一連の行動は、金沢市議会基本条例に規定する「高い倫理観と品位を保持し、議員として誠実かつ公正に職務を遂行する」姿とは程遠いものである。

在職中に刑事処分を受けたことは、本市議会の名誉を著しく汚すとともに、市民の信頼を大きく損ねることとなり、公人である市議会議員の立場からすると、著しく不適切なものであったとして、本市議会は、令和5年度6月定例会議会で喜成清恵議員に対する議員辞職勧告決議を全会一致で可決した。

そうした状況にもかかわらず、喜成清恵議員は決議を尊重せず、議員を辞職しない行為は、市民からの理解も得られていないのが現状である。

よって、市民の信頼と本市議会の名誉が回復されることを願い、再度、喜成清恵議員の一連の行動について反省を強く求め、速やかに自ら金沢市議会議員の職を辞するよう勧告するものである。

ここに、決議する。

議案提出について

議案「福島第一原発アルプス処理水の海洋放出中止を求める意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和5年9月15日

金沢市議会議長 高 誠 様

提出者
金沢市議会議員 山下明希
" 広田美代
" 森尾嘉昭

議会議案第10号

福島第一原発アルプス処理水の海洋放出中止を求める意見書

政府は、東京電力福島第一原発の汚染水（アルプス処理水）の海洋放出を行うことを決定し、8月24日に東京電力は海洋放出を開始した。これは、「漁業者など関係者の理解なしにはいかなる処分も行わない」という政府の国民、福島県民への約束を投げ捨てるものであり、許されるものではない。

原発事故により核燃料が溶け落ちたデブリに接触して汚染された水が放出されるのは世界で初めてのことである。処理水には、通常原発からの排水とは異なり、トリチウムのみならず、ヨウ素129、ストロンチウム90などの放射性物質が残存していることが明らかになっている。今後約30年にも及ぶ海洋放出によって、漁業のみならず、加工・輸送・卸業や観光等への様々な影響が出ることは避けられず、福島の復興に重大な障害となるがゆえに、7月26日の全国知事会で議決された「東日本大震災からの復興を早期に成し遂げるための提言」の中で、「国内外の理解が十分に得られている状況にあるとは言えず、新たな風評被害が生じる懸念がある」と指摘されている。

福島第一原発の建屋内の地下水の流入と汚染水の増加を止めるため、広域の遮水壁の設置や、海洋放出を回避するための手だてとして、専門家から「大型タンク貯留案」や「モルタル固化処分案」なども提案されている。

よって、国におかれては、福島第一原発アルプス処理水の海洋放出を中止し、問題を解決するための真剣な検討と対策を行うよう強く要望する。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議案提出について

議案「土地利用規制法の廃止を求める意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和5年9月15日

金沢市議会議長 高 誠 様

提出者
金沢市議会議員 山下明希
" 広田美代
" 森尾嘉昭

議会議案第11号

土地利用規制法の廃止を求める意見書

政府は、8月15日、重要土地等調査法いわゆる土地利用規制法に基づく運用の第2弾を10都県161か所で始めた。同法実施後、空港や原発を初めて対象区域に追加し、石川県では航空自衛隊小松基地と佐美送信所、輪島分屯基地が特別注視区域に、陸上自衛隊金沢駐屯地と舳倉島が注視区域に指定され、さらに、今年度中に合計600か所程度の指定を目指すとしている。

2022年9月に全面施行された土地利用規制法は、区域指定された土地の周囲1キロメートルの所有者や使用者を監視・情報収集して、「機能阻害行為」があれば使用中止を勧告・命令できるとされ、従わなければ刑事罰の対象となる。しかし、何が「機能阻害行為」に該当するのか法律上の規定がなく、首相の判断や政令に委ねられている。また、自治体や住民から土地利用状況に関する情報提供を受け付ける窓口設置も検討されているとともに、「特別注視区域」では、土地の売買に国への届出が必要となっており、対象区域に指定された周辺住民からは不安の声が上がっている。

土地利用規制法は、国民を監視し、国民の権利を著しく制約することや、不動産取引にも重大な影響を与えかねない。

よって、国におかれては、対象区域の追加指定を中止し、土地利用規制法を廃止するよう強く要望する。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議案提出について

議案「消費税インボイス制度の延期・中止を求める意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和5年9月15日

金沢市議会議長 高 誠 様

提出者
金沢市議会議員 山下明希
 " 広田美代
 " 森尾嘉昭

議会議案第12号

消費税インボイス制度の延期・中止を求める意見書

国は、2023年10月から消費税インボイス制度を導入する予定としている。インボイス（適格請求書）制度とは、取引金額や年月日、品目、消費税額などに加え、新たに税務署から割り振られた事業者番号を記載した請求書や領収書のことである。

インボイスを発行するためには、インボイス発行事業者として登録する必要があるが、登録するといかに営業収入が少なくても課税事業者となり、消費税納税の義務が発生する。一方、課税事業者にならないければ取引から除外される可能性もあり、個人事業主やフリーランス、個人タクシー運転手、小規模農家など広範な人に負担増が強られる。また、シルバー人材センターに登録して働く高齢者も対象となる制度である。

インボイス導入は、上述した人たちへのさらなる課税強化と消費税増税となり、地域に根差した小規模事業者に不利益をもたらし、地域経済のさらなる疲弊を招きかねない。

よって、国におかれては、急激な物価高騰が続く中、年間売上高1,000万円以下の免税事業者が事業を継続するためにも、消費税インボイス制度実施の延期・中止をするよう強く要望する。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議案提出について

議案「健康保険証廃止の方針に対し慎重な対応を求める意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和5年9月15日

金沢市議会議長 高 誠 様

提出者				
金沢市議会議員	黒川	口島	啓一郎	
〃	山坂	下本	美明	和希子
〃	広	田	順	子代
〃	森	尾	美嘉	昭敏
〃	森		一	

議会議案第13号

健康保険証廃止の方針に対し慎重な対応を求める意見書

2023年6月2日、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」が成立した。その内容には、マイナンバーカードと健康保険証の一体化が盛り込まれ、現行の健康保険証は来年秋に廃止することとなっている。マイナンバーカードの取得は任意とされているにもかかわらず、その趣旨から逸脱するものである。

マイナ保険証をめぐることは、事前に予測されたとおり様々な弊害・トラブル・事故が発生しているが、最も深刻なトラブルは、他人の医療情報がひもづけられていたというもので、マイナ保険証の本格運用が始まった2021年10月から2023年5月22日までに計7,372件確認された。さらに、全国保険医団体連合会が8月23日に発表した医療機関への聞き取り調査によれば、患者が医療機関の窓口で支払う費用負担の割合の誤登録が、32都道府県の693医療機関で起きたことが明らかとなった。また、石川県保険医協会が行った会員向けの調査によれば、システムを導入している65機関のうち、保険者情報が正しく反映されていなかった、マイナ保険証が読み取れなかったなどのシステムトラブルが発生した機関が47機関あり、6機関が患者に10割負担を請求したとのことである。

その結果、7月に共同通信が実施した世論調査では、現在の健康保険証を廃止しマイナンバーカードに一体化する政府方針に対して、延期や撤回を求める声が76%に上ったと報道されており、国民の7割が不安を感じていることになる。しかし、岸田首相は8月4日夜の記者会見で、来年秋に今の健康保険証を廃止する方針を当面維持するとした。

健康保険証の廃止は、国民健康保険制度の根幹を揺るがすことに発展しかねない問題を含んでおり、冷静で慎重に判断することが求められている。

よって、国におかれては、現行の健康保険証を来年秋までに廃止することの撤回を含め、慎重に対応するよう強く要望する。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議案提出について

議案「オウム真理教（現アレフ・ひかりの輪・山田らの集団）に対する観察処分の期間更新を求める意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和5年9月15日

金沢市議会議長 高 誠 様

提出者

金沢市議会議員

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

宇稻上坂麦熊下栗森野福

刃端田本田野沢森 本田

裕明雅泰 盛広 一正太

基浩大広徹夫伸慨敏人郎

議会議案第14号

オウム真理教（現アレフ・ひかりの輪・山田らの集団）に対する観察処分の期間更新を求める意見書

オウム真理教は、地下鉄サリン事件をはじめとする数多くの凶悪な犯罪を実行した団体であり、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（以下「団体規制法」という。）に基づき、後継団体のアレフ、ひかりの輪、山田らの集団が観察処分を受けている。これらの団体は現在も活動を継続しており、社会的な不安は残ったままである。

金沢市内においては、山田らの集団の施設が1か所存在しており、現在も活発に活動を続けている。地域住民は大きな不安と恐怖を感じており、山田らの集団の解散、撤退を求めて、金沢オウム真理教対策協議会として一致団結した反対運動に取り組んでいる。

しかしながら、地域住民や自治体の力だけでは限界があり、これまでも、オウム真理教対策関係市区町連絡会等を通じ、オウム真理教問題の早期解決に向けた抜本的な対策を国に対して要望してきた。

このような状況において、令和6年1月には、オウム真理教（現アレフ・ひかりの輪・山田らの集団）に対する団体規制法に基づく観察処分の期間が満了を迎えようとしている。万が一、この観察処分が更新されなければ、オウム真理教後継団体の活動内容が一切明らかにされず、地域住民をはじめとする市民の不安と恐怖はますます高まることが懸念される。

よって、国におかれては、オウム真理教（現アレフ・ひかりの輪・山田らの集団）に対する観察処分の期間を更新するよう強く要望する。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議案提出について

議案「除雪業務における時間外労働の取扱いに関する意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和5年9月15日

金沢市議会議長 高 誠 様

提出者				
金沢市議会議員	宇	刃	裕	基
〃	稻	端	明	浩
〃	上	田	雅	大
〃	坂	本	泰	広
〃	麦	田		徹
〃	熊	野	盛	夫
〃	下	沢	広	伸
〃	栗	森		慨
〃	野	本	正	人
〃	福	田	太	郎

議会議案第15号

除雪業務における時間外労働の取扱いに関する意見書

平成31年の労働基準法の改正により、働き方改革の一環として時間外労働の上限が規定されており、建設業においても令和6年4月より適用される。建設業の担い手不足の中、人材確保に向けて、週休二日制の導入や時間外労働の上限を規定することは、大変重要で意義深いものである。

一方、一たび大雨などにより災害が発生すれば、建設業に携わる人が夜間や休日なども復旧作業を行うことで、早期に地域住民の安全・安心の確保が図られていることも忘れてはならない。こうしたことを鑑み、4月より適用される建設業における時間外労働の上限規制の中では、災害時の復旧・復興の事業に関しては適用除外とされている。

除雪業務も災害と同様に、いつ何どき発生するか予測できないため、計画的に遂行することは難しく、降雪が続けば通常 of 社会生活の停滞を招く恐れがあるため、建設業に携わる人は国や地方自治体の要請を受け、災害時と同様に休日・夜間を問わず作業を行っている。

冬期間における除雪業務は、物資輸送や通勤・通学などの市民生活を支える上で大変重要な役割を担っている。

よって、国におかれては、下記の事項を実施するよう強く要望する。

記

- 1 除雪業務全般に対しては、災害と同様、一律に時間外労働の上限規制の適用除外とすること。
- 2 雪害となる基準を明確にして適切な指導等を行うこと。
ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議案提出について

議案「自治体会計年度任用職員の処遇改善を求める意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和5年9月15日

金沢市議会議長 高 誠 様

提出者
金沢市議会議員 広 田 美 代
〃 熊 野 盛 夫
〃 森 一 敏

議会議案第16号

自治体会計年度任用職員の処遇改善を求める意見書

本年4月、自治体で働く会計年度任用職員のボーナスを拡充する改正地方自治法が成立し、2024年度から、期末手当に加え、勤勉手当も支給できるようになった。これにより、公務員のボーナスに含まれている勤勉手当がパートタイムやフルタイムの会計年度任用職員にも支給できることとなった。今や62万人を超える会計年度任用職員は「地方自治の重要な」担い手であり、このことは、同一労働・同一賃金に向けた処遇改善の一步となるものである。

2024年度からの施行に向けて、条例や規則の制定など各自治体の姿勢が問われているが、勤勉手当支給のための人事評価に関しては、労働条件と権利を尊重し、適正に行われることが求められる。加えて、今後とも正規職員と会計年度任用職員等の非正規雇用の諸手当の格差是正を図り、雇用安定と処遇改善を進めることが求められている。

よって、国におかれては、各自治体の会計年度任用職員に係る条例・規則の整備状況の点検調査と適切な財政措置を図るため、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 会計年度任用職員の勤勉手当支給を2024年度から実施するよう、各自治体に対して条例や規則の制定を求めること。
- 2 全国の会計年度任用職員の任用状況や任用条件、例規の整備状況を点検調査すること。
- 3 会計年度任用職員の勤勉手当支給のための人事評価に関しては、労働条件と権利を尊重すること。
- 4 自治体が発行する非正規職員の処遇改善に向け、必要な財政措置を講じること。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議案提出について

議案「自転車通行空間の整備推進を求める意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和5年9月15日

金沢市議会議長 高 誠 様

提出者				
金沢市議会議員	宇	刃	裕	基
〃	稻	端	明	浩
〃	上	田	雅	大
〃	坂	本	泰	広
〃	麦	田		徹
〃	広	田	美	代
〃	熊	野	盛	夫
〃	下	沢	広	仲
〃	栗	森		慨
〃	野	本	正	人
〃	福	田	太	郎

議会議案第17号

自転車通行空間の整備推進を求める意見書

自転車は年齢を問わず気軽に利用することができる交通手段であり、大変多くの人に利用されている。国においては、自転車活用推進計画を策定し、自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成や自転車事故のない安全で安心な社会の実現等を目標に掲げ、自転車の活用を推進しているところである。健康志向の高まりもあり、自転車のニーズは高まっているが、その一方で、自転車が関係する交通事故も年々増加しており、その対策が求められているところである。

自転車は道路交通法上では軽車両に位置づけられており、車道と歩道が区別されている場合には原則として車道を走行しなければならない。しかしながら、自転車通行空間の整備が追いついておらず、やむを得ず歩道を走行したり、車との適切な距離を保つことが難しい中で車道を走行しなければならないこともある。

自転車通行空間の整備は、安全で安心な自転車の利用環境の確保を図るための重要な施策であり、早急な整備推進が求められている。

よって、国におかれては、自転車通行空間の整備推進に対し、下記の事項を実施するよう強く要望する。

記

- 1 歩行者、自転車及び自動車が適切に分離された安全で快適な自転車通行空間の計画的な整備を道路整備も含め推進すること。
- 2 地方自治体が行う自転車通行空間の整備に対し、十分な財政支援を行うこと。ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。